

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 4 年 3 月 9 日

申請者 氏名又は名称

住所

代表者氏名

電話番号

FAX番号

メールアドレス

鳳隆建設株式会社
奈良県宇陀市大字陀五津25番地の1
代表取締役 佐々岡 均

TEL:0745-83-1364

0745-83-0856

houryu@jasmine.ocn.ne.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 4 年 3 月 9 日

届出者

鳳隆建設株式会社

氏名又は名称 奈良県宇陀市大字陀五津25番地の1
住 所
代表者氏名 代表取締役 佐々岡 均

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	ホウリュウ ケンセツ 鳳隆建設(株)		
住 所	〒633-2101 奈良県宇陀市大字陀五津25-1		
フリガナ 代表者の氏名	代表取締役 ササ オカ ヒロシ 佐々岡 均		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
(2) 代表者の氏名 (3) 役員の名	代表取締役 佐々岡 悦子	代表取締役 佐々岡 均 取締役 佐々岡 悦子 取締役 佐々岡 弘恵 取締役 吉岡 篤輝 監査役 佐々岡 輝美	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 4 年 3 月 9 日

申請者

氏名又は名称
住 所
代表者氏名

鳳隆建設株式会社
奈良県宇陀市大宇陀五津25番地の1
代表取締役 佐々岡 均

水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良県宇陀市大字陀五津25番地の1
鳳隆建設株式会社

会社法人等番号	1500-01-009803	
商号	鳳隆建設株式会社	
本店	<u>奈良県宇陀市大字陀区五津25番地の1</u>	平成18年 1月 1日変更
		平成18年 1月 5日修正
	奈良県宇陀市大字陀五津25番地の1	平成23年 4月 1日変更
		平成23年 4月 1日修正
公告をする方法	官報に掲載する	
会社成立の年月日	昭和58年6月29日	
目的	1 土木建築工事業 2 水道施設工事業 3 下水道工事業 4 管工事の請負 5 舗装工事業 6 塗装工事業 7 石工事業 8 とび、土工工事業 9 鋼構造物工事業 10 しゅんせつ工事業 11 さく井工事業 12 造園、緑化事業の請負、設計、施工並びに監理 13 造園、土木工事に伴う住宅の外壁、岩組み、擁壁及び解体工事 14 地盤改良工事の設計及び施工 15 前各号に附帯する一切の事業	
発行可能株式総数	3200株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 1200株	
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する 平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 2日登記	
資本金の額	金6000万円	

株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには取締役会の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役	佐々岡悦子
		平成17年 2月 1日重任
		平成27年 2月28日退任
		令和 2年 2月26日登記
	取締役	佐々岡弘恵
		平成17年 2月 1日重任
		平成27年 2月28日退任
		令和 2年 2月26日登記
	取締役	吉岡篤輝
		平成17年 2月 1日重任
	平成27年 2月28日退任	
	令和 2年 2月26日登記	
取締役	佐々岡均	
	平成25年 3月27日就任	
	平成25年 3月27日登記	
取締役	佐々岡悦子	
	令和 2年 2月22日就任	
	令和 2年 2月26日登記	
取締役	佐々岡弘恵	
	令和 2年 2月22日就任	
	令和 2年 2月26日登記	
取締役	吉岡篤輝	
	令和 2年 2月22日就任	
	令和 2年 2月26日登記	
奈良県宇陀市大宇陀五津25番地の1 代表取締役	佐々岡均	
	平成25年 3月27日就任	
	平成25年 3月27日登記	
監査役	佐々岡輝美	
	平成25年 2月 2日重任	
	平成25年 2月 6日登記	

奈良県宇陀市大宇陀五津25番地の1
鳳隆建設株式会社

取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月2日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月2日登記
登記記録に関する事項	平成17年法務省令第19号附則第3条第2項の規定により 平成17年7月25日移記	



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和4年3月4日

奈良地方法務局桜井支局
登記官

二 柿 正 直



鳳隆建設株式会社定款

第1章 総 則

第1条 (商号)

当社は、鳳隆建設株式会社と称する。

第2条 (目的)

当社は、下記の事業を営むことを目的とする。

- 1 土木建築工事業
- 2 水道施設工事業
- 3 下水道工事業
- 4 管工事の請負
- 5 舗装工事業
- 6 塗装工事業
- 7 石工事業
- 8 とび、土木工事業
- 9 鋼構造物工事業
- 10 しゅんせつ工事業
- 11 さく井工事業
- 12 造園、緑化事業の請負、設計、施工並びに管理
- 13 造園、土木工事に伴う住宅の外壁、岩組み、擁壁及び解体工事
- 14 地盤改良工事の設計及び施行
- 15 前各号に附帯する一切の事業

第3条 (本店の所在地)

当社は、本店を奈良県宇陀市におく。

第4条 (公告をする方法)

当社の公告は、官報に掲載する。

第2章 株 式

第5条 (発行する株式の総数)

当社の発行する株式の総数は3200株とする。

第6条 (株券の記名式及び株券の種類)

当社の株券は、すべて記名式とし、1株券、10株券、50株券、100株券及び1000株券の5種とする。

第7条 (株式の譲渡制限に関する規定)

当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

第8条 (名義書換)

株式の取得により名義書換を請求するには、当社所定の書式による請求書に記名押印し、これに次の書類に株券を添えて請求し提出しなければならない。

1 譲渡による株式の取得には株券

2 譲渡以外の事由による株式の取得の場合には、その取得を証する書面および株券

第9条 (質権の登録及び信託財産の表示)

当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録又は抹消についても同様とする。

第10条 (株券の再発行)

株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当社所定の書式による請求書に記名押印し、これに除権判決の正本又は謄本を添えて提出しなければならない。

第11条 (手数料)

前3条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

第12条 (株主名簿閉鎖)

当社は、毎営業年度末の翌日から定時株主総会終結の日まで株主名簿の記載の変更を停止する。

前項のほか、株主又は質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、あらかじめ公告して一定期間株主名簿の記載の変更を停止し、又は基準日を定めることができる。

第13条 (株主の住所等の届出)

当社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当社に届けなければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

第3章 株主総会

第14条 (招集)

当社の定時株主総会は、毎営業年度末の翌日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

第15条 (議長)

株主総会の議長は、社長がこれにあたる。社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

第16条 (決議の方法)

株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか出席株主の議決権の過半数をもって決する。

第4章 取締役、取締役会、代表取締役及び監査役

第17条 (取締役および監査役の員数)

当社の取締役は5名以内とし、監査役は2名以内とする。

第18条 (取締役および監査役の選任の方法)

当社の取締役および監査役は、株主総会において議決権のある発行済み株式の総数

の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

取締役の選任については累積投票によらないものとする。

第19条 (取締役および監査役の任期)

取締役および監査役の任期は選任後10年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

2. 任期満了前に退任した取締役の補欠として、または増員により就任した取締役の任期は、前任者または他の現在取締役の任期の残存期間と同一とする。

3. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

第20条 (取締役会の招集)

取締役会は、社長がこれを招集し、その議長となる。社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

第21条 (役付取締役)

取締役会の決議をもって、取締役の中から、社長1名を選任し必要に応じて、副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選任することができる。

第22条 (代表取締役)

社長は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。

取締役会の決議をもって、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。

第23条 (報酬)

取締役及び監査役の報酬は、それぞれ株主総会の決議をもって定める。

第5章 計算

第24条 (営業年度)

当会社の営業年度は、毎年12月1日から翌年11月30日までの年1期とする。

第25条 (利益配当)

株主配当金は、毎営業年度末の最終株主名簿に記載の株主又は質権者に対して支払う。株主配当金が、その支払提供の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。

以上当会社の現行定款に相違ない

令和4年3月9日

奈良県宇陀市大宇陀五津25番地の1

鳳隆建設株式会社

代表取締役 佐々岡均



この定款は原本に相違ありません

奈良県宇陀市大宇陀五津25番地の1

鳳隆建設株式会社

代表取締役 佐々岡 均



令和4年3月9日